附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の日から起算して一年を経過する日までの間、この告示の規定にかかわらず、この告示による廃止前の平成十八年総務省告示第三百十五号の規定によることができる。

○総務省告示第百五十九号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条第二項（同規則第四十六条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十四年総務省告示第五百四十四号（高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月四日

総務大臣　山本　早苗

第2の6を次のように改める。

6　無電極放電ランプの場合

(1)　1枚目

設計書			整理番号	
			指定番号	
1　型式名			2　製造業者名	
3　発振の方式			4　利用周波数	
5　周波数変動幅			6　高周波出力	
7　妨害波電圧	(1)　電源端子		(2)　制御端子	
	（　）		（　）	
8　放射妨害波の磁界強度			9　放射妨害波の電界強度	
10　妨害波測定用結合減結合回路網により測定される妨害波電圧				
11　添付図面等	(1)　外観を示す図及び写真　(2)　構造を示す図及び写真 (3)　接続図　(4)　取扱説明書			
12　参考事項				

長辺　短辺　（日本工業規格Ａ列４番）

(2)　2枚目

試験成績表			13　製造番号	
			14　製造年月日	
15　利用周波数	(1)　設計値	(2)　測定値		22　測定条件等
16　周波数変動幅	(1)　設計値	(2)　測定値		
17　高周波出力	(1)　定格値	(2)　測定値		
18　妨害波電圧	(1)　設計値	(2)　測定値		
電源端子	（　）	（　）		
制御端子	（　）	（　）		
19　放射妨害波の磁界強度	(1)　設計値	(2)　測定値		
20　放射妨害波の電界強度	(1)　設計値	(2)　測定値		
21　妨害波測定用結合減結合回路網により測定される妨害波電圧	(1)　設計値	(2)　測定値		

長辺　短辺　（日本工業規格Ａ列４番）

注1　施行規則第46条第1項の規定により型式についての指定を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

(1)　整理番号の欄及び指定番号の欄は、記載しないこと。

(2)　1の欄は、高周波発生装置が組み込まれているきょう体の型式名を記載すること。

(3)　3の欄の記載は、次によること。

ア　「自励発振」、「自励発振（周波数自動追尾方式）」のように記載すること。

イ　高周波発生装置が2以上あるものは、それぞれの装置ごとに記載すること（以下4の欄から10の欄までの記載において同じ。）。

(4)　4の欄は、利用周波数が切換可能なものは「（何）kHz及び（何）kHzに切換え」のように記載し、連続して変更可能なものは「（何）kHzから（何）kHzまで連続可変」のように記載すること。

(5)　5の欄は、4の欄のそれぞれの利用周波数の変動幅を「（何）kHzから（何）kHzまで」のように記載すること。この場合において、利用周波数が連続して変更可能なものは、その範囲内の最低周波数と最高周波数を利用周波数とし、それぞれの変動幅を記載すること。

(6)　6の欄の記載は、次によること。

ア　高周波出力の定格値を記載すること。ただし、高周波出力が2以上の段階に切換可能なものはそれぞれの定格値を記載し、高周波出力が連続して変更可能なものは高周波出力の定格値の最大値と最小値を記載すること。

イ　高周波発生装置が2以上あり、かつ、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置の高周波出力の最大定格値の合計を記載すること。

(7)　7の(1)の欄は、電源端子における妨害波電圧の準尖頭値の設計値を記載し、7の(2)の欄は、利用周波数が13.553MHzから13.567MHzまでの範囲以外のものに限り、制御端子における妨害波電圧の準尖頭値の設計値を記載し、当該各欄のかっこ内には、妨害波電圧の平均値の設計値を記載すること。

(8)　8の欄は、放射妨害波の磁界強度の準尖頭値の設計値を記載すること。

(9)　9の欄は、放射妨害波の電界強度の準尖頭値の設計値を記載すること。ただし、利用周波数が13.553MHzから13.567MHzまでの範囲以外のものであって、妨害波測定用結合減結合回路網により測定される妨害波電圧の準尖頭値の設計値を記載するものについては、記載を要しない。